

入国時のイエローカード提示義務

1 世界保健機構（WHO）が指定する黄熱流行国（以下、指定国）

（1）アフリカ地域

アンゴラ、ウガンダ、エチオピア、カメルーン、ガーナ、ガボン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、コートジボワール、シエラレオネ、スーダン、セネガル、赤道ギニア、中央アフリカ、チャド、トーゴ、ナイジェリア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、マリ、南スーダン、リベリア、モーリタニア

（2）アメリカ地域

アルゼンチン、エクアドル、ガイアナ、コロンビア、スリナム、パナマ、フランス領ギアナ、ブラジル、ペルー、ベネズエラ、ボリビア、トリニダード・トバゴ、パラグアイ

2 イエローカード提示義務対象者

- ・指定国からニカラグアに入国しようとする方
- ・非指定国（米国、メキシコなど）からニカラグアに入国しようとする方のうち、指定国を出国して6日を経過していない方

3 提示するイエローカード

- ・イエローカードの原本、又はイエローカード原本の両面を撮影した写真、スキャン画像
- ※予防接種から指定国に入国するまでに10日以上経過している必要があります。

4 提示義務を免除される方

- （1）60歳以上の方
- （2）1歳未満の幼児
- （3）卵タンパクにアレルギーのある方
- （4）免疫不全の方
- （5）妊婦及び授乳期の女性

※（3）～（5）の方については、同条件を証する医師の証明書（Constancia Medica）の提示が必要です。

5 パナマを経由された方

パナマを経由された方で、パナマ入国から24時間以内に出国された方（空港外での滞在も含む）は、イエローカードの提示を求められません。

6 指定国への渡航歴

過去に指定国に滞在した方で、既に指定国を出国してから6日以上が経過した方については、イエローカードの提示を求められません。

7 ニカラグアでの予防接種対象者

ニカラグアにおける長期滞在許可（Residencia）又は就労許可（Visa de Trabajo）を有し、指定国に旅行しようとする生後9ヶ月以上の方

※旅行開始10日前までに予防接種を受ける必要があります。

※短期滞在者への接種は、有料・無料を問わず実施しておりません。

※予防接種に関する詳細

時間：毎週月・水・木 午前 8 時～正午，午後 1 時～午後 3 時（予約不可）

場所：ニカラグア保健省 El Complejo Nacional de Salud Concepcion Palacios

料金：無料

必要書類：旅券又はニカラグア身分証明書

E チケット，航空券，企業・団体による出張命令書などの指定国への渡航を示す文書